

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第3条第4項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）」を「第9条に定める勤続期間が20年以上である職員」に、「2年間」を「5年間」に改める。

第8条第2項中「取りまとめ」を「取りまとめるとともに、第3条第4項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）であった者（退職手当通算離職者を除く。）について」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職管理に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成25年 3 月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

法人等に再就職した場合に任命権者への届出が必要となる本市の職員であった者の範囲及び期間を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の退職管理に関する条例 (抄)

(任命権者への届出)

第7条 第3条第4項に規定する職に就いている 職員 (以下「管理職職員」という。) であつ 第9条に定める勤続期間が20年以上である

た者 (退職手当通算離職者を除く。) は、離職後 2年間、営利企業以外の法人その他の団体の 5年間

地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合 (報酬を得る場合に限る。) 又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(公 表)

第8条 省 略

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を 取りまとめ
取りまとめるとともに、第3条第4項に規定する

職に就いている職員 (以下「管理職職員」という。) であつた者 (退職手当通算離職者を除く。) について、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。